

## 保険契約における 「偶然」性の立証責任

弁護士 長野 浩三

### 1 保険契約の射幸性とモラルリスク

保険契約は射幸性を有するといわれている(保険契約自体は社会的有用性のあるものであるから、ここでいう射幸性は反社会性は含まない)。保険契約は、いわば、自らないし第三者の不幸に賭ける契約であり、常にモラルリスクを伴っているといえる。このモラルリスクの排除自体は保険制度の健全な発展のために必要不可欠であるが、この要請と被保険者の保険金受領という保険制度の存在意義とのせめぎ合いの問題として、「偶然」性の立証責任の問題がある。

### 2 「偶然」性

「偶然」性という場合、①契約成立時において保険事故の発生・不発生がいずれも未だ確定していないこと(保険事故発生の不確定性)、という意味で用いられる場合と、②保険事故発生時において当該保険事故が被保険者の意思に基づかないこと(具体的事故の偶然性)、という意味で用いられる場合がある。

「偶然」性の立証責任という場合は、②の意味での偶然性をさすことが多い。

### 3 商法の規定

商法は、629条において、「損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」としているが、ここでいう偶然性は①の意味での偶然性を指すと一般に解されている。

641条は「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」として保険事故が被保険者の故意によって招致された場合を免責事由としている。

さらに、火災保険に関して665条は「火災ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハス保険者之ヲ填補スル責ニ任ス但第六百四十条及ヒ第六百四十一条ノ場合ハ此限ニ在ラス」としている。

### 4 傷害保険における偶然性の立証責任

最判平成13年4月20日判例タイムズ1061号68頁、金融・商事判例1121号14頁、判例時報1751号171頁は、普通傷害保険契約の約款において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して約款に従い保険金(死亡保険金を含む。)を支払うこと及び被保険者の故意、自殺行為によって生じた傷害に対しては保険金を支払わないことがそれぞれ定められている事例における、偶然性の立証責任について、「本件各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。けだし、本件各約款中の死亡保険金の支払事由は、急激かつ偶然な外来の事故とされているのであるから、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。本件各約款のうち、被保険者の故意等によって生じた傷害に対しては保険金を支払わない旨の定めは、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものとどまり、被保険者の故意等によって生じた傷害であることの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである。」として、立証責任を被保険者に負わせた。

### 5 火災保険における偶然性の立証責任

火災保険の立証責任に関しては、従来下級審で判断が分かれていたが、最判平成16年12月13日最高裁判所民事判例集58巻9号2419頁、判例タイムズ1173号161頁、金融・商事判例1221号32頁、判例時報1882号153頁、金融法務事情1751号44頁は、「商法は、火災によって生じた損害はその火災の原因いかんを問わず保険者がてん補する責任を負い、保険契約者又は被保険者の、悪意又は重大な過失によって生じた損害は保険者がてん補責任を負わない旨を定めており(商法六六五条、六四一条)、火災発生の偶然性いかんを問わず火災の発生によって損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とするとともに、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって損害が生じたことを免責事由としたものと解される。火災保険契約は、火災によって被保険者の被る損害が甚大なものとなり、時に生活の基盤すら失われることがあるため、速やかに損害が

てん補される必要があることから締結されるものである。さらに、一般に、火災によって保険の目的とされた財産を失った被保険者が火災の原因を証明することは困難でもある。商法は、これらの点にかんがみ、保険金の請求者(被保険者)が火災の発生によって損害を被ったことさえ立証すれば、火災発生が偶然のものであることを立証しなくても、保険金の支払を受けられることとする趣旨のものと解される。このような法の趣旨及び前記一(2)記載の本件約款の規定に照らせば、本件約款は、火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし、同損害が保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失によるものであることを免責事由としたものと解するのが相当である。」と判示して、立証責任を保険者に負わせた。

## 6 車両保険における偶然性の立証責任

最判平成18年6月6日自動車保険ジャーナル1644号2頁は、落書きを原因とする車両保険金請求事案において、「本件条項は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本件保険契約に即して規定したものであり、他方、前記約款第4章第1節第3条の条項は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、同法641条と同様に免責事由として規定したものである。」

本件条項にいう「偶然な事故」を、同法629条にいう「偶然ナル」事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと(保険事故の偶発性)をいうものと解することはできない。」と判示して、車両保険における偶然性の立証責任を保険者に負わせた。また、同庁平成18年6月1日自動車保険ジャーナル1642号2頁は自動車の水没事案で車両保険の偶然性の立証責任を同じく保険者に負わせた。

## 7 若干の考察

上記のとおり、傷害保険と火災保険・車両保険では偶然性の立証責任の結論が異なっている。この点について最判は、火災保険・車両保険での立証責任の問題は、傷害保険でのそれとは事案を異にするとして明確に区別している。傷害保険・車両保険はい

ずれも約款中に「偶然」性が規定されているが、傷害保険が被保険利益による制約のある損害保険ではなく、モラルリスク性が特に高いと言われていることが区別の根拠となっているものと思われる。

火災保険については、総則規定である629条が「偶然」性を要件としていることから、上記②の意味での「『偶然』な火災」であることを要すると解すべきであるとする主張もあるようであるが、629条の偶然性は上記①の意味であり、文言上直ちに665条の「火災」を②の意味での偶然性を含むものと解することは困難なように思われる。

## 8 実務上の対応

モラルリスク事案における立証責任は各保険類型で鋭く争われたところであるが、要は間接事実をいかに丁寧に積み上げられるかに係っているのであり、立証責任ですべての問題が解決するわけではないことから、今後も、これまでと同様、丁寧な事実調査、間接事実の積み上げをするほかないであろう。

また、立証責任の問題は約款上、偶然性の立証責任が不明確であったことから生じた問題でもあり、約款上立証責任を被保険者に負わすように約款を改正することも考え得る。しかし、立証責任を転換する条項は、消費者契約においては、消費者契約法10条によって無効とされる可能性が高く、事業者間契約においても、保険約款が認可約款であり、交渉による変更の余地がないことからすると、消費者契約と同様、(公序良俗違反によって)無効とされる可能性がある。

(参考文献)文中の外、

最判平成13年4月20日に関して、自動車保険研究7号121頁、損害保険研究63巻4号281頁、判例タイムズ臨時増刊1096号122頁、判例評論518号35頁、法学教室254号113頁

西島梅治「保険法」筑摩書房

栗田和彦編著「保険法講義」中央経済社